## 金沢真宗学院規則

(目的)

第1条 真宗学院規程(昭和56年達令公示第6号)に基づき、本派の教師たるにふさわしい人材を養成するため、金沢教区に金沢真宗学院(以下「学院」という。)を置く。 (事務所)

**第2条** 学院の事務所は、金沢市安江町15番52号真宗大谷派金沢教務所内に置く。 (修業年限)

第3条 学院の修業年限は、3年とする。

(授業科目)

第4条 学院の授業科目は、次のとおりとする。

(1) 真宗学(三経概説・七祖概説・真宗教義・真宗史) 150時間以上

(2) 仏教学(仏教教義・仏教史) 100時間以上

(3) 教化学 30時間以上

(4) 差別問題 30時間以上

(5) 声明作法 50時間以上

(6) 法規 1 0 時間以上

- 2 前項に定めるほか、特別講義及び補習授業を行う。
- **3** 各学年の具体的な年度教育課程は、学院指導会議(以下「指導会議」という。)において 編成する。

(学年)

第5条 学院の学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(教職員)

第6条 学院に、次の教職員を置く。

学院長 1人

指導主任 1人

指 導 若干人

幹 事 若干人

会 計 1人

(任用・任期)

- 第7条 学院長は、金沢教務所長がこれにあたる。
- 2 指導主任は、指導の中から学院長が教区会の議長及び副議長の同意を得て任命する。
- 3 指導は、金沢教区内教師の中から、学院長が教区会の議長及び副議長の同意を得た者について、宗務総長の承認を得て任命する。ただし、特別な事情がある場合は、学院長が教区会の議長及び副議長の同意を得た者について、宗務総長の承認を得たときは、他の教区の教師から任命することができる。
- 4 幹事は、金沢教務所に勤務する宗務役員の中から学院長が任命する。

- 5 会計は、金沢教務所附主計がこれにあたる。
- **6** 第2項及び第3項に定める指導の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。 (職務)
- 第8条 学院長は、学院を代表する。
- 2 指導主任は、学院長を補佐し、学院長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 指導は、学院生を教授指導する。
- 4 幹事は、学院長の命を受けて事務を処理する。
- 5 会計は、会計事務を処理する。

(入学資格)

- 第9条 学院に入学することができる者は、次の各号の一つに該当する者とする。
  - 1 高等学校を卒業した者
  - 2 高等学校卒業と同等以上の学力があると認めた者

(入学試験)

- 第10条 学院の入学の時期は、毎学年の始めとし、入学志願者には入学試験を行う。
- 2 入学試験は、筆記及び口述とする。
- 3 入学試験の期日その他必要な事項は、毎年学院長が告示する。

(入学許可)

**第11条** 入学を許可された者は、入学金、授業料及び施設費並びに別に定めた必要書類を 提出しなければならない。ただし、授業料及び施設費は、毎学年の始めにその都度納入す るものとする。

(届出)

**第12条** 学院生は、病気その他の事由によって欠席、休学、及び退学するときは、その事由を具して必ず届け出なければならない。

(休学)

- **第13条** 学院長は、学院生が病気その他の事由によって休学を申し出た場合、合計3年以内に限り許可することができる。
- 2 休学申請者は、別に定めた申請用紙を提出しなければならない。
- **3** 休学期間中については、別に定めるところの納付金を納めなければならない。 (除籍)
- 第14条 学院長は、学院生が次の各号の一つに該当するときは、学籍を除くことができる。
  - (1) 正当な事由がなくして長期間欠席した者
  - (2) 成業の見込のない者
  - (3) 規定された納金の義務を怠った者
  - (4) 学院に関する規定に違反し、学院の品位を傷つけた者

(聴講生)

**第15条** 学院の授業の聴講を志望する者があるときは、面接審査を行い、これを許可することができる。ただし、聴講の許可は1年ごとに行う。

(学年試験)

- 第16条 試験は、各学年末に科目ごとに筆記または口述によって行う。
- 第17条 試験の成績は、100点をもって満点とし、60点以上を合格とする。

(卒業及び終了の判定)

- 第18条 卒業の判定及び各学年の修了判定は、試験の評点に平常の成績を参酌して、指導 会議において決定する。
- 2 病気その他の事由により、出席時間数が3分の2以上に満たない者は、その学年の修了 を認めない。

(卒業証書)

第19条 卒業者には、卒業証書を授与する。

(運営)

第20条 学院の運営は、金沢教区が行う。

(運営委員会)

- **第21条** 学院長が、学院運営に必要な事項を諮問するため、運営委員会を設ける。
- 2 運営委員会は、教区会の議長、副議長及び学院長、指導主任並びに学識経験者若干人で 組織する。
- 3 学識経験者である委員の任期は3年とする。
- **4** 学院長が必要と認めたときは、運営委員会に指導の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

(経費)

第22条 学院の経費は、入学金、授業料、施設費、助成金及びその他の収入をもって支弁 する。

(納付金)

**第23条** 入学金、授業料、施設費及びその他の納付金の金額は、運営委員会にはかって決定する。

(会計)

**第24条** 学院の運営を円滑にし、その経理を明確にするため、金沢真宗学院特別会計(以下「特別会計」という。)を設定し、教区の一般会計と区分して経理する。

(運営積立金)

- **第25条** 学院運営の基盤の整備拡充に資するため、運営積立金を設け、別途にこれを経理する。
- **2** 運営積立金を使用するときは、教区の予算に計上し、教区会及び教区門徒会の議を経て 使用するものとする。

(規則の変更)

**第26条** この規則を改廃しようとするときは、教区会並びに教区門徒会の議決を経て宗務 総長の承認を得なければならない。

(細則)

**第27条** 学院長は、この規則の運営に必要な事項について、運営委員会にはかって細則を 定めることができる。

## 附則

- 1 この規則は、宗務総長の承認を得た日から施行し、1981年4月1日からこれを適用する。
- 2 金沢真宗学院規則(1968年6月10日)は廃止する。
- 3 この規則施行の際、現に金沢真宗学院に在学している者で、別に定める補習授業を履修 した者は、この規則による学院生とみなす。
- 4 この規則は、1984年8月3日付教区会参事会の議決を得て一部を変更する。 (宗務総長承認 1987年4月23日)
- 5 この規則は、宗務総長の承認を得た日から施行する。(宗務総長承認 1987年10月 19日)
- 6 この規則は、宗務総長の承認を得た日から施行し、1994年4月1日からこれを適用 する。(宗務総長承認 1993年10月4日)
- 7 この規則は、宗務総長の承認を得た日から施行する。(宗務総長承認 1999年10月 2日)

## 附則

- 1 この規則は、宗務総長の承認を得た日(2014年9月11日)から施行し、2013 年4月1日から適用する。
  - 1968年 6月10日 (制定) 廃止
  - 1981年 8月20日 制定
  - 1984年 8月 3日一部改正
  - 1987年 8月 6日一部改正
  - 1993年10月 4日一部改正
  - 1999年10月 2日一部改正
  - 2013年 7月31日一部改正